

環境施設長期包括運営委託

要 求 水 準 書

平成30年10月15日

館林衛生施設組合

目 次

第1編 総則	1
第1章 一般概要	1
第1節 事業名	1
第2節 事業実施場所	1
第3節 委託期間	2
第4節 対象施設	2
第2編 長期包括運営委託に関する仕様	4
第1章 運営に関する基本事項	4
第1節 長期包括運営委託基本条件	4
第2節 対象業務範囲	5
第3節 ユーティリティ	5
第4節 運営における遵守事項	7
第5節 運転条件	11
第2章 運転管理業務	18
第1節 受付・受入管理共通事項	18
第2節 運転管理共通事項	19
第3節 ごみ焼却施設に係る運転管理業務	25
第4節 不燃、粗大ごみ処理施設に係る運転管理業務	26
第5節 スtockヤードに係る管理業務	26
第6節 最終処分場に係る運転管理業務	27
第3章 運営・維持管理体制	28
第1節 組織計画	28
第2節 労働安全衛生・作業環境管理	29
第3節 防火管理	30
第4節 連絡体制	30
第5節 帳票類の管理	30
第6節 調査票の回答	31
第7節 その他	31
第4章 維持管理業務	32
第1節 維持管理計画の作成・管理	32
第2節 処理能力の維持	32
第3節 機能維持のための点検・保守	32
第4節 法定点検	32
第5節 合併浄化槽の清掃及び法令点検	32
第6節 施設の修繕・更新	33
第7節 備品・什器・物品・用役の調達及び管理	34

第8節 機器の予備品、消耗品等の調達及び管理.....	34
第9節 建築施設・施設の保全.....	34
第10節 公害モニタリング装置の管理.....	35
第5章 環境管理業務に関する要件	35
第1節 運営期間中の測定管理.....	35
第2節 環境管理報告.....	35
第3節 安全衛生管理.....	35
第4節 作業環境管理基準.....	35
第5節 作業環境保全計画.....	35
第6章 情報管理業務に関する要件	36
第1節 運転記録報告.....	36
第2節 点検・検査報告.....	36
第3節 修繕・更新計画報告.....	36
第4節 安全衛生報告.....	36
第5節 情報管理報告.....	36
第6節 その他管理記録報告.....	37
第7章 関連業務に関する要件	37
第1節 構成市町組織との相互支援.....	37
第2節 防火・防災管理.....	37
第3節 施設警備・防犯.....	38
第4節 清掃.....	38
第5節 植栽管理.....	38
第6節 積雪時の対応.....	38
第7節 廃棄物等の管理.....	38
第8節 住民対応.....	38
第9節 見学者対応.....	38
第10節 本組合が本施設で行う研修等への協力.....	39

別紙

別紙1 たてばやしストックヤード（仮）_平成33年度以降の想定搬入量及び品目別保管量
別紙2 ごみ質測定実績
別紙3 処理不適物リスト
別紙4 環境測定項目
別紙5 植栽管理配置図
別紙6 特定部品リスト

第1編 総則

本要求水準書は、館林衛生施設組合（以下、「本組合」という。）が管理するたてばやしクリーンセンター（ごみ焼却施設）、いたくらリサイクルセンター（不燃・粗大ごみ処理施設）、めいわエコパーク（最終処分場）（以下まとめて、「本施設」という。）において実施する「環境施設長期包括運営委託」（以下、「本運営委託」という。）に適用するものである。

本要求水準書は、本運営委託の基本的な内容について定めるものであり、本運営委託の目的達成のために必要な業務等については、募集要項（公募説明書、要求水準書、運営委託契約書案）に明記されていない事項であっても、本施設の運営業務等を実施する事業者（以下、「運営事業者」という。）の責任において全て完備及び遂行すること。また、本要求水準書に明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではない。

第1章 一般概要

運営事業者は、本施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみ、可燃性・不燃性粗大ごみ、破碎ごみ類、資源物を、本施設の基本性能を発揮させつつ適正処理・再資源化を図るため、安全かつ効率的・安定的に施設の維持管理に努めるものとし、本組合が実施するその他業務に支障を来さないようにすること。

運営事業者は、本組合が管理する施設の運営業務を行うものとし、本施設の運営業務に必要な用役・部品調達を自ら行うものとするが、本施設の設計・施工企業（以下、「施工企業」という。）からの調達が必要となる部品（以下、「特定部品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。また、特定部品の定期点検、修繕についても、自ら実施することが困難な場合、施工企業の協力を求めることができる。なお、これら特定部品については、特定部品リストに示す。

運営事業者は、本組合及び現在、本施設の運転業務を実施している運転業務委託事業者（以下、「既存運転事業者」という。）から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下、「運営準備期間」という。）にて、既存運転事業者等からの引継ぎを行う。また、運営事業者が本施設にかかる募集要項の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を本組合へ請求できる期間（以下、「乖離請求期間」という。）を設定する。

第1節 事業名

環境施設長期包括運営委託

第2節 事業実施場所

たてばやしクリーンセンター：群馬県館林市苗木町2447番地の19

いたくらリサイクルセンター：群馬県邑楽郡板倉町大字板倉3427番地の7

めいわエコパーク：群馬県邑楽郡明和町千津井1019番地1

第3節 委託期間

委託期間等は以下のとおり設定する。

- 1 委託期間：契約締結日から平成46年 3月31日まで
- 2 運営準備期間：契約締結日から平成31年 3月31日まで
- 3 運営期間：平成31年 4月 1日から平成46年 3月31日まで
 - (1) たてばやしクリーンセンター：平成 31 年 4 月 ～ 平成 46 年 3 月 (15 年間)
 - (2) いたくらリサイクルセンター：平成 31 年 4 月 ～ 平成 46 年 3 月 (15 年間)
 - (3) めいわエコパーク：平成 32 年 4 月 ～ 平成 46 年 3 月 (14 年間)
 - (4) たてばやしストックヤード（仮）：平成 33 年 4 月 ～ 平成 46 年 3 月 (13 年間)
- 4 乖離請求期間：習熟開始から6か月間まで

第4節 対象施設

対象施設は以下のとおりとする。なお、対象施設の概要を表1に示す。

- 1 工場棟（ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、最終処分場）
- 2 管理棟（ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、最終処分場）
- 3 スtockヤード・Stockヤード棟（不燃・粗大ごみ処理施設のみ）
- 4 たてばやしStockヤード（仮）
- 5 洗車場

表1 対象施設の概要

（1）ごみ焼却施設

施設名称		たてばやしクリーンセンター
所在地		群馬県館林市苗木町 2447 番地の 19
敷地面積		約 15,155m ²
建築構造		鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
建設年度	着工	平成 26 年 7 月
	竣工	平成 29 年 3 月
ごみ焼却施設	処理方法	全連続燃焼式焼却炉
	施設規模	50 t /24h 炉×2 炉 計 100 t /日
	受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
	燃焼設備	自動燃焼制御方式（ストーカ式）
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	有害ガス除去：消石灰・活性炭供給 ばいじん除去：ろ過式集じん器 ダイオキシン類除去：活性炭煙道吹込 窒素酸化物除去：無触媒脱硝装置
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	ピット・アンド・クレーン方式
	排水処理設備	プラント排水：循環再利用無放流 ごみ汚水：炉内噴霧（蒸発酸化方式）

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

施設名称		いたくらリサイクルセンター	
所在地		群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 3427 番地の 7	
敷地面積		約 6,835m ²	
建築構造		鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	
建設年度		着工	平成 27 年 7 月
		竣工	平成 29 年 3 月
リ サ イ ク ル セ ン タ ー	施設規模		5t/日
	処理対象物		不燃・粗大ごみ
	破 砕 ・ 選 別 設 備	受入供給	受入ホッパ・供給コンベア
		破砕	ごみ破砕機
		選別	磁力選別機・アルミ選別機・粒度選別機
		貯留	鉄類貯留設備、アルミ類貯留設備、不燃残渣貯留設備、可燃残渣貯留設備（ヤード貯留方式）
	排水処理設備		合併浄化槽にて処理後、河川放流
ヤ ー ド 棟	ストック	貯留管理物	プラスチック類、小型家電類、布類、可燃性（粗大）ごみ、 蛍光灯、紙類
ヤ ー ド	ストック	貯留管理物 （屋外：コンテナ貯留方式）	ペットボトル、鉄類、非鉄類、ガラスびん類、乾電池

(3) スtockヤード

運営事業者は下記に示す運用計画に従い、いたくらストックヤードにあつては平成 31 年度から、たてばやしストックヤード（仮）にあつては平成 33 年度から、運営管理を行うこと。

また、たてばやしストックヤード（仮）にかかる運営費については、平成 32 年度中に本組合と協議の上、変更契約を行うため、本事業の委託費からは除外すること。なお、ストックヤード棟に搬入する平成 33 年度以降の想定搬入量及び品目別保管量については、別紙 1 を参照すること。

いたくらストックヤード（平成 29 年度実績）（参考）

項目	搬入量 (t/年)	日平均 (t/日)	平成 30 追加 見込 (t/年)
① 紙類	130.7	0.46	—
② 布類	204.9	0.73	—
③ ペットボトル	5.5	0.02	—
④ プラスチック	1,030.5	3.65	92.1
⑤ ガラスびん類	61.4	0.22	—
⑥ 乾電池	26.2	0.09	5.0
⑦ 小型家電	61.6	0.22	25.0

⑧ 蛍光管	6.1	0.02	1.0
⑨ 鉄類	295.2	1.05	—
破碎鉄（破碎設備）	178.6	0.63	—
その他鉄類	116.6	0.41	—
⑩ 非鉄類	48.6	0.17	—
破碎アルミ（破碎設備）	18.0	0.06	—
その他非鉄類	30.6	0.11	—
⑪ 可燃性(粗大)ごみ	160.8	0.57	—

※項目の一部の量は平成 33 年度からたてばやしストックヤード（仮）に搬入される。

（４）最終処分場

施設名称		めいわエコパーク
所在地		群馬県邑楽郡明和町千津井 1019 番地 1
埋立容量		第 1 期 19,000 m ³ 第 2 期 21,000 m ³ (約 40,000 m ³)
埋立地全体面積		21,307 m ²
雨水集排水設備		排水エリア面積 約 2ha
浸出水集排水設備		集水エリア面積 約 2,700m ²
埋立方式		サンドイッチ方式
埋立対象物		焼却灰、不燃残渣、覆土
埋立期間		第 1 期 平成 30 年度～平成 36 年度 第 2 期 平成 37 年度～平成 44 年度 (合計 15 年間)
埋立構造		準好気性埋立構造
建築構造		鉄骨造
建設年度	着工	平成 27 年 9 月
	竣工	平成 29 年 11 月
処理水量		5 m ³ / 日
処理方式		水 処 理：活性汚泥法処理→凝集沈殿処理→消毒→最終処分場散水(循環) 汚泥処理：汚泥濃縮→処分場への返送 脱塩設備：電気透析槽→濃縮塩貯留槽→濃縮塩乾燥装置→場外搬出
放流先		雨水調整池を経て邑楽用水路 (場内の雨水のみ放流)

第 2 編 長期包括運営委託に関する仕様

第 1 章 運営に関する基本事項

第 1 節 長期包括運営委託基本条件

1 長期包括運営委託

長期包括運営委託は、以下に基づいて行うこと。

- （１）運営委託契約書
- （２）運営事業者の提出した提案書
- （３）本要求水準書
- （４）その他、本運営委託の実施において必要とするもの

2 要求水準書記載事項

- （１）記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本施設を安全かつ安定的に運営・維持管理するために定めるものであり、要求水準書に記載されていない事項であっても、必要と思われるものについては、本組合の確認を得て全て運営事業者の責任及び負担において補足・完備すること。

(2) 参考図書の取り扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任及び負担において補足・完備すること。

3 提案書の変更

- (1) 提案書に記載された内容については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本組合の指示及び本組合と運営事業者の協議等により変更する場合はこの限りではない。
- (2) 本運営委託期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合は、運営事業者の責任において要求水準書を満足させるための変更を行うものとする。
- (3) その他、本運営委託の実施にあたって変更の必要が生じた場合は、本組合の定める運営委託契約書によるものとする。

第2節 対象業務範囲

運営業務の範囲は次に示すとおりとする。

なお、運営とは、総務（内部管理）と運転維持管理（修繕及び更新）からなるものとする。

- 1 受付・受入管理業務
- 2 運転管理業務
- 3 維持管理業務
- 4 最終処分業務
- 5 環境管理業務
- 6 情報管理業務
- 7 関連業務

第3節 ユーティリティ

1 ユーティリティ条件

ユーティリティ条件は以下のとおりとする。

(1) ごみ焼却施設

ア. 電気	高圧 6.6kV 常用、1回線受電方式
イ. 生活用水	上水
ウ. プラント用水	上水及び井水
エ. 燃料	ボイラ、バーナ（助燃・再燃）、非常用発電機：灯油
オ. 雨水	側溝・枳から建物西側の遊水池に集水。その後西側水

- 路へ放流
- カ. 排水 プラント排水：生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、
 活性炭吸着処理後再利用
 洗煙排水：凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着、
 キレート吸着処理後、場内再利用
 生活排水：合併処理
 ごみ汚水：炉内噴霧処理
- (2) 不燃・粗大ごみ処理施設
- ア. 電気 高圧 6.6kV 1回線受電方式
- イ. 生活用水 上水
- ウ. プラント用水 上水
- エ. 雨水 側溝・樹で集水後、北側水路へ排水
- オ. 排水 生活排水：合併処理
 洗浄（床）排水：貯留槽にて貯留
- カ. 電話 通常2回線
- (3) 最終処分場
- ア. 電気 高圧 6.6kV 1回線受電方式
- イ. 生活用水 上水
- ウ. プラント用水 上水、処理水及び雨水
- エ. 排水 洗車排水：浸出水処理施設へ流入
 生活排水：合併処理後、浸出水処理施設へ流入
 濃縮汚泥：処分場へ返送
- オ. 電話 通常1回線、予備1回線、警備用1回線

2 運営時のユーティリティ

運営時のユーティリティは、以下のとおりとする。

(1) 電気（受電）

本組合は、本施設の運営時に必要となる電気について、電気事業者と契約を行う。
運営事業者は、これに係る一切の費用を負担すること。

(2) 上水

本組合は、本施設の運営時に必要となる上水について、水道事業者と契約を行う。
運営事業者は、これに係る一切の費用を負担すること。

(3) 電話

運営事業者は、本施設の運営時に必要となる電話について、電気通信事業者等と契約を行い、これに係る一切の費用を負担すること。

(4) その他のユーティリティ

事業用地において、本施設の運営時に必要となる上記以外のユーティリティ（燃料、各種薬剤等）については、運営事業者が自ら調達し、また、これに係る一切の費用を負担すること。

第4節 運営における遵守事項

運営事業者は、次に示す事項を遵守すること。

1 運営基本方針

運営事業者は本運営委託の主旨を十分理解し、以下の基本方針を遵守すること。

- (1) 施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の処理・処分を行うこと。
- (2) 施設の安全性を確保すること。
- (3) 環境への負荷軽減に配慮すること。
- (4) 施設を安定かつ継続的に稼働させること。
- (5) 経済性を考慮しつつ、効率的かつ総合的に一体的な運営管理を行うこと。
- (6) 管理者（本組合）が必要に応じて実施する改造・増設事業に協力すること。

2 要求水準書の遵守

運営事業者は、事業期間中、本要求水準書に記載された要件を遵守すること。

3 関係法令及び基準、規格の遵守

運営事業者は事業期間中、表 2 に示す関係法令規格等（最新版に準拠）を遵守すること。

表 2 関係法令

法令名	法令名
都市計画法	事務所衛生基準規則・危険物の規制に関する規則・政令
建築基準法	一般高圧ガス保安規則
景観法	特定化学物質等障害予防規則
消防法	電気設備に関する技術基準
水道法	電気工作物の溶接に関する技術基準
環境基本法	クレーン等安全規則
ダイオキシン類対策特別措置法	クレーン構造規格
大気汚染防止法	クレーン過負荷防止装置構造規格
水質汚濁防止法	電気機械器具防爆構造規格
騒音規制法	溶接技術検定基準（JIS Z 3801）
振動規制法	ボイラ及び圧力容器安全規則
悪臭防止法	ボイラ構造規格
労働基準法	圧力容器構造規格
労働安全衛生法	日本工業規格（JIS）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	日本農林規格（JAS）
航空法	電気規格調査会標準規格（JEC）
電波法	日本電機工業会基準規格（JEM）
有線電気通信法	日本電線工業会規格（JCS）
電気事業法	日本油圧工業会規格（JOHS）
電気工事士法	内線規定
電気用品取締法	地方自治法
計量法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ごみ処理施設性能指針
毒物及び劇物取締法	河川構造物設計基準
駐車場法	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱
工場立地法	規格、規定、要領、要綱、通達及び技術指針、その他、関係法令（※群馬県、館林衛生施設組合に係る条例）等を含む

4 情報管理

（１）貸与図書の管理

- ア．運営事業者が本運営委託を履行する上で必要とする設計図書、完成図書、図面類等については、本組合がこれを貸与する。
- イ．運営事業者は貸与された図書類等について台帳を作成するなど、適切に管理すること。
- ウ．施設の整備補修、改善等により設計図書、完成図書等の内容について変更や修正が必要となった場合は、本組合と協議の上、必要な修正等を行うこと。

(2) 本運営委託に関する記録の管理・保管

本運営委託に関する運転管理の記録などは適切に管理・保管し、情報管理（漏洩防止）の徹底を図ること。

5 官庁等の指導等

運営事業者は事業期間中、官庁等の指導等に従うこと。

6 官庁等への申請

運営事業者は、本組合が行う運営・維持管理に係る官庁等への申請等に全面的に協力し、本組合の指示により必要な書類、資料等を提出すること。

なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

7 関係法令届出書類の作成

運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、本施設の運営に係る必要な関係法令届出書類を本組合との協力のもと作成し、本組合へ報告すること。

8 本組合、官庁等への報告

本施設の運営・維持管理に関して、本組合、官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。

なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については本組合の指示に基づき対応すること。

9 本組合への報告・協力

本施設の運営・維持管理に関して、本組合が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。また、本組合が実施する検査、環境施策を踏まえ、本運営委託を実施すること。

10 地元雇用及び地元貢献

運営事業者は、本施設の運営にあたり、地元での雇用促進に配慮すること。また、下請人等として地元企業の中から選定、ならびに資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努めること。

11 周辺施設整備等への協力

業務対象エリア内及び周辺で本組合及び関係団体が行う事業等に対し、本組合の要請に基づき協力すること。

1 2 本組合の検査

本組合が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立入検査を行う際は、運営事業者は、その監査、検査に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

1 3 マニュアル及び計画書の作成

本運営委託遂行上必要となる各種マニュアル及び計画書（実施要領書等を含む）については、本組合との協議により定められた日までに本組合へ提出すること。

1 4 災害発生時等の本組合への協力

震災その他不測の事態により、本要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を本組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力すること。

1 5 運転教育

運営事業者は、本施設の運転に関して、本組合と協議の上、運転教育計画を作成し、運転員に対する必要な運転教育を実施すること。

また、運営事業者は、必要に応じて本施設を建設した事業者より技術支援を受けること。

1 6 館林衛生施設組合の構成市町が策定する一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、運営事業期間中、館林衛生施設組合の構成市町が策定する一般廃棄物処理実施計画を遵守すること。

1 7 車両・重機等

運営事業者は、本運営委託において必要な車両・重機等を、自らの責任と負担により、用意すること。

1 8 保険

本組合は本運営委託期間中、災害等による本施設の損害を担保する目的で、「建物総合損害共済」に加入する。運営事業者は事業期間中、本運営委託に伴うリスクに備えるため、第三者損害賠償保険、誤動作等による損害を補償する機械保険等必要と考える保険に加入すること。

1 9 基本性能

基本性能とは、本施設の各設備が備え持つ施設としての機能であり、本施設の完成図書及び承諾図書等において保証される内容である。

第5節 運転条件

1 処理対象ごみ

処理対象ごみと搬出物は表3に示すとおりである。

表3 処理対象ごみと搬出物

対象施設	処理（搬入）対象物	当初計画処理量 (t/年)	平成29年度実績 (t/年)	平成30年度追加見込み (t/年)
ごみ焼却施設	可燃ごみ	27,006.2	26,174.1	—
	可燃性粗大ごみ	83.7	81.1	—
	不燃・粗大ごみ処理施設で選別された可燃物	198.5	269.5	—
不燃・粗大ごみ 処理施設	不燃ごみ	1,176.3	545.2	—
	不燃性粗大ごみ	243.7	49.1	17.0
ストックヤード棟	プラスチック類	1,375.1	1,030.5	92.1
	小型家電類	58.1	61.6	25.0
	布類	137.8	204.9	—
	可燃性(粗大)ごみ	56.6	160.8	—
	蛍光灯	2.5	6.1	1.0
	紙類	199.3	130.7	—
ストックヤード	ペットボトル	17.2	5.5	—
	鉄類	225.0	116.6	—
	非鉄類	47.8	30.6	—
	ガラスびん類	100.9	61.4	—
	乾電池	26.7	26.2	5.0

2 計画ごみ質

処理対象ごみの計画ごみ質は表 4 及び表 5 に示すとおりである。本施設における過去のごみ質測定結果は別紙 2 に示すとおりである。

表 4 ごみ焼却施設 計画ごみ質

		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量	kJ/kg	5,500	8,600	11,600
三成分	水分 %	59.1	45.8	32.9
	灰分 %	5.8	6.7	7.6
	可燃分 %	35.1	47.5	59.5
単位体積重量	t/m ³	0.27	0.20	0.13
元素組成	C:炭素 %	17.56	23.77	29.78
	H:水素 %	2.51	3.39	4.25
	N:窒素 %	0.31	0.41	0.50
	S:硫黄 %	0.01	0.02	0.03
	Cl:塩素 %	0.26	0.35	0.44
	O:酸素 %	14.45	19.56	24.50

表 5 不燃、粗大ごみ処理施設 計画ごみ質

区分		項目	計画値	構成比 (%)	区分ごと内訳 (%)	単位体積重量 (t/m ³)		
		単位				下限値	平均値	上限値
搬入量		t/年	1,420.0	100.0	－	－	－	－
	不燃ごみ	t/年	1,176.3	82.8	－	0.05	－	0.25
	不燃性粗大ごみ	t/年	243.7	17.2	－	0.05	－	0.30
実処理量		t/年	1,163.9	100.0	－	－	－	－
	不燃ごみ	t/年	920.2	79.1	－	0.05	－	0.25
	不燃性粗大ごみ	t/年	243.7	20.9	－	0.05	－	0.30
処理量合計		t/年	1,420.0	100.0	－	－	－	－
処理前抜き取り分		t/年	256.1	18.1	100.0	－	－	－
	鉄類	t/年	138.9	9.8	54.3	0.20	0.28	0.40
	非鉄金属類	t/年	38.0	2.7	14.8	0.03	0.08	0.13
	小型家電類	t/年	28.6	2.0	11.2	0.05	－	0.25
	処理困難物	t/年	26.4	1.9	10.3	－	－	－
	乾電池	t/年	24.2	1.7	9.4	－	－	－
実処理量の内訳		t/年	1,163.9	81.9	100.0	0.57	1.06	1.63
	鉄類	t/年	550.6	38.7	47.2	0.20	0.28	0.40
	アルミ類	t/年	148.8	10.5	12.8	0.03	0.08	0.13
	不燃残渣	t/年	266.0	18.7	22.9	0.25	0.56	0.90
	可燃残渣	t/年	198.5	14.0	17.1	0.09	0.14	0.20

※表中の「計画値」は、リサイクルセンター整備基本計画書より抜粋

3 公害防止条件

本施設の公害防止条件は、以下のとおりとする。

(1) ごみ焼却施設

ア. 排出ガス基準(O_2 12%換算値)

項目	排出基準値
ばいじん量	0.01g/m ³ N以下
硫黄酸化物	50ppm 以下
塩化水素	50ppm 以下
窒素酸化物	50ppm 以下
一酸化炭素	30ppm 以下 (4 時間平均) 100ppm 以下 (1 時間平均)
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下
水銀	0.05mg/m ³ N以下

イ. 騒音 (敷地境界における基準)

項目		基準値
騒音	6:00～8:00	50 デシベル以下
	8:00～18:00	55 デシベル以下
	18:00～21:00	50 デシベル以下
	21:00～6:00	45 デシベル以下

ウ. 振動 (敷地境界における基準)

項目		基準値
振動	8:00～19:00	65 デシベル以下
	19:00～8:00	55 デシベル以下

エ. 悪臭

規制地点	規制基準
敷地境界線上	臭気指数 21 以下
排気口	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気指数以下

オ. 焼却残渣に関する基準

焼却灰及び飛灰固化物のダイオキシン類含有量は3ng-TEQ/g以下とすること。

(ア) 焼却灰

項目	基準値
熱しゃく減量	5%以下

(イ) 飛灰

項目	溶出基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.3mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/ L 以下
六価クロム化合物	1.5mg/ L 以下
ひ素又はその化合物	0.3mg/ L 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/ L 以下

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

ア. 排水

項目	基準値
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20mg/ℓ 以下
浮遊物濃度 (SS)	50mg/ℓ 以下

イ. 粉じん

項目	基準値
集じん器出口排気中の粉じん濃度	0.1g/m ³ _N 以下

ウ. 騒音（敷地境界における基準）

項目		基準値
騒 音	6:00～8:00	50 デシベル以下
	8:00～18:00	55 デシベル以下
	18:00～21:00	50 デシベル以下
	21:00～6:00	45 デシベル以下

エ. 振動（敷地境界における基準）

項目		基準値
振動	8:00 ～ 19:00	65 デシベル以下
	19:00 ～ 8:00	55 デシベル以下

(3) 最終処分場（浸出水処理施設含む）

ア. 水質基準

項目	基準値	
	周辺地下水（※1）	処理水（排水）
水素イオン濃度（pH）	—	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	—	20mg/L 以下
化学的酸素要求量（COD）	—	50mg/L 以下
浮遊物質（SS）	—	10mg/L 以下
全窒素（T-N）	—	60mg/L 以下
カルシウムイオン（Ca ²⁺ ）	—	100mg/L 以下
塩化物イオン（Cl ⁻ ）	—（※2）	200mg/L 以下 （自主管理）
電気伝導率	—（※2）	—
ダイオキシン類（DXN）	1pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下
N—ヘキサン抽出物質含有量 （鉱物油含有量）	—	5mg/L 以下
N—ヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	—	30mg/L 以下
フェノール類含有量	—	5mg/L 以下
銅含有量	—	3mg/L 以下
亜鉛含有量	—	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	—	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	—	10mg/L 以下
クロム含有量	—	2mg/L 以下
大腸菌群数	—	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	—	120mg/L 以下（日間平均 60mg/L 以下）
磷含有量	—	16mg/L 以下（日間平均 8mg/L 以下）
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下
その他の水銀化合物	—	
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	0.1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
有機磷化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）	—	1mg/L 以下

項目	基準値	
	周辺地下水（※1）	処理水（排水）
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下
ひ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
シアン化合物	検出されないこと。	1 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと。	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
1、2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
1、1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下
1、1、1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下
1、1、2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
1、3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
1、4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10 mg/L 以下	100 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	8 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	10 mg/L 以下

※1 上流、下流の2箇所の計測を行うこと。

※2 廃棄物処理法に基づき、毎月測定を実施し、モニタリングすること。

イ．騒音（敷地境界における基準）

項目		基準値
騒音	6:00～8:00	50 デシベル以下
	8:00～18:00	55 デシベル以下
	18:00～21:00	50 デシベル以下
	21:00～6:00	45 デシベル以下

ウ. 振動（敷地境界における基準）

項目		基準値
振動	8:00～19:00	65 デシベル以下
	19:00～8:00	55 デシベル以下

エ. 悪臭基準値（敷地境界線）

臭気指数 21 以下とすること。

第2章 運転管理業務

第1節 受付・受入管理共通事項

1 受付管理

- (1) 運営事業者は、ごみ搬入において、受付管理、計量業務（台貫用計量カードの発行業務）、案内指示並びに誘導を行うこと。
- (2) ごみ搬入の受付時間は、原則として、下記時間帯とする。

項目	受付日	受付時間
ごみ焼却施設	平日	8:30～16:30
不燃・粗大ごみ処理施設	土曜日	8:30～11:30

※土曜日の午後、日曜日、祝日、振替休日は、直接搬入による受入を行わない。ただし、別途、本組合の定める日にあっては、この限りではない。

2 受入管理

- (1) 運営事業者は、本施設の敷地内において、搬入が安全に行われるように、監視員を配置し、車両の誘導、監視および清掃を行うこと。
- (2) 運営事業者は、本施設に搬入される廃棄物について受入を行うこと。なお、災害ごみについては、本組合の指示に従って処理を行うこと。
- (3) 運営事業者は、善良なる管理者として、処理不適物を処理しないように対応すること。処理不適物の排除は、原則として計量（受付）段階で行うこと。更に、ごみ焼却施設にあってはごみピットに投入する前、また不燃粗大ごみ処理施設にあっては、リサイクル棟プラットホームで実施すること。処理不適物が確認され、搬入者が特定できた場合は、原則として搬入者に返還し、適正な処理方法を指導すること。なお、搬入者の特定ができない処理不適物が場内で発見された場合、不燃・粗大ごみ処理施設で処理可能なものにあっては、不燃・粗大ごみ処理施設への運搬及び破碎処理を行い、本施設で処理ができない処理不適物にあっては、本組合が指定する場所への運搬を行うこと。なお、運搬に要する費用は運営事業者が負担すること。
- (4) 運営事業者は、本組合及び構成団体の立ち合いのもと月1回実施する展開検査に協力すること。

3 ごみ処理手数料納付書発送業務

運営事業者は、本組合の指示のもと、ごみ処理手数料納付書の発送業務を運営期間中に実施すること。

第2節 運転管理共通事項

1 運営マニュアルの作成・管理及び運営委託実施計画書の作成・提出

運営事業者は、施工企業より本組合へ提出された本施設の運転マニュアルを踏まえ、運営マニュアルを作成、提出し、その内容について本組合の確認を得ること。その内容に変更等が生じた場合は、必要に応じて本組合と協議の上見直しを行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を本組合に提出すること。なお、運営マニュアルには、維持管理に関する各種の検査マニュアルも含めること。

表6 運営マニュアルリスト（参考）

No.	名称
1	運転管理マニュアル
2	維持管理マニュアル
3	測定管理実施マニュアル
4	事故対応マニュアル
5	緊急対応マニュアル
6	その他、関連業務マニュアル

2 作成書類・提出書類

運営事業者は本運営委託の実施に際し、本要求水準書に規定される各業務について、運営事業者自らの提案に基づき、各業務の実施に必要な事項を記載した運営委託実施計画書を事業開始前（運営準備期間内）に本組合に提出し、承諾を受けること。また、必要に応じて、次年度分の運営委託実施計画書を作成し、毎年度の2月末日までに本組合に提出し、承諾を受けること。

提出する事項等については、以下の表を参考に作成し、本組合と協議し、決定すること。ただし、計画書作成にあたっては、各業務に必要な施設毎の計画を作成することとする。

なお、既存運転事業者にて作成している様式等は、必要に応じて利用しても良いこととする。

表 7 事業実施計画書の構成（参考）

①運転管理業務実施計画書 業務実施体制表 月間運転計画、年間運転計画 運転管理マニュアル 埋立作業マニュアル 運転管理記録様式 日報・月報・年報様式 等を含む
②維持管理業務実施計画書 点検・検査計画 修繕・更新計画 調達計画 等を含む
③熱供給計画等
④埋立作業計画書等
⑤環境管理業務実施計画書 環境保全基準 環境保全計画 作業環境基準 作業環境保全計画 等を含む
⑥情報管理業務実施計画書 各種報告書様式 各種報告書提出要領 等を含む
⑦関連業務実施計画書 清掃要領・体制・計画 植栽管理要領・体制・計画 防火管理要領・体制・計画 施設警備防犯要領・体制・計画 見学者対応要領・体制・計画 住民対応要領・体制・計画 等を含む
⑧その他 事故対応マニュアル 緊急対応マニュアル 事業継続計画 安全管理衛生体制 安全作業マニュアル 等を含む

3 運営準備期間中における業務の引継ぎ

運営事業者は、本施設の運転に関して必要な業務の引継ぎを準備期間中に、本組合及び本組合が指定する者より受けなければならない。業務の引継ぎに際しては、引継ぎに関する体制等を記載した業務引継計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。なお、業務の引継ぎに係る費用は事業者の負担とする。

4 物質収支及びエネルギー収支の把握

本施設の運営中においては、処理対象物等の受入から焼却処理・再資源・焼却残渣等の排出に至るまでの物質収支（各種別）及びエネルギー収支の把握を行うこと。

5 運営業務の報告及び記録の保存

運営事業者は、本施設の運営に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理計画に基づく、維持管理データ、その他統計事務の実施並びに各種報告書等により、運営業務の報告を行うこと。

設備の運転、点検・保守等の記録として、運転日誌、点検記録及び修繕・更新・事故記録等についてのデータベースを作成、管理し、電子データの形で運営期間中保管するものとする。なお、本施設の維持管理上の日報、月報及び年報は印刷物としても保管すること。印刷物については運転日誌及び点検記録は3年以上、修繕・更新・事故記録等は事業期間中保管すること。電子データ及び印刷物は、毎年度終了時に本組合に提出すること。

6 本組合との運営協議

運営事業者は、処理対象物の処理に関する計画、その他運営に関する計画を策定するに際しては、本組合と協議を行い、円滑に運営が行われるように留意すること。

7 本組合への報告・協力

運営事業者は、本組合が求める報告及び本組合が実施する検査、環境施策に協力すること。また、運営事業者は運営期間中、翌月10日に月例会議（月次報告等）を実施することとする。月次報告の内容については、本組合と協議の上、定めること。

8 他施設との連携

運営事業者は、本組合が、組合他施設との間で廃棄物等の搬入・搬出量の調整を行う場合は、本組合に協力すること。

9 財務状況のモニタリング

本組合は、運営事業者の財務状況等について、運営委託契約書（案）に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。なお、モニタリングに要する費用は、運営事業者側に発生する費用を除き、本組合の負担とする。

運営事業者は、毎事業年度、運営事業費等について本組合と運営事業者の協議で定め

る様式により、毎事業年度経過後 2 ヶ月以内に提出すること。

1 0 運営管理状況のモニタリング

- ア. 運営事業者は、本事業の履行状況について、セルフモニタリングを実施し、本組合へ報告を行うこと。
- イ. 運営事業者は、本組合が必要と判断した時に、第三者機関による運営管理状況のモニタリングを受けること。なお、第三者機関の運営管理状況のモニタリング実施頻度は今後、本組合で検討するものとし、第三者モニタリングの費用は組合で持つものとし、民間事業者はそれに協力すること。

1 1 本組合の責による本施設の破損

運営事業者は、本組合の責による本施設の破損等により、本施設の運営に支障が生じた場合は、その復旧にかかる対応は運営事業者が実施し、その費用を本組合に請求できるものとする。

1 2 緊急時の対応

- ア. 本施設において事故が発生した場合に適切な対応を行うため、事故対応マニュアル及び緊急対応マニュアルを作成すること。なお、事故対応マニュアルは、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」、「たてばやしクリーンセンター事故対応マニュアル」、緊急対応マニュアルは、「たてばやしクリーンセンター運転マニュアル」に基づいて作成し、本組合の承諾を得ること。
- イ. 地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させること。
- ウ. 重要機器の故障や停電時等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。
- エ. 非常時においては、事故対応マニュアル及び緊急対応マニュアル等に基づき、本組合へ速やかに状況報告するとともに、事後報告（原因究明と再発防止策等）を含め、適切な対応を行うこと。
- オ. 非常時及び緊急防災を想定した対策訓練を定期的に行い、本組合に報告すること。
- カ. 運営事業者は、非常時の対応方法について、施設の計画時点において、想定されるリスク項目別に対応方法を検討し、本組合と協議を行うこと。
- キ. 本組合が実施する訓練等に参加、協力すること。

1 3 災害時の協力

震災その他不測の事態により、本要求水準書に示す計画処理量を超える多量の災害廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理に協力をしなければならない。

1 4 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、適切に、本施設を運転管理するために、必要な運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制を本組合に報告すること。また、運転管理体制に変更が生じた場合は、速やかに本組合に報告すること。

1 5 消耗品・用役等の調達・管理

- (1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した主要な消耗品・用役等の調達計画（年間調達計画）を作成し、本組合との協議により定められた日までに本組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、調達計画に基づき調達した消耗品・用役等を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

1 6 精密機能検査

運営事業者は、施設竣工後 3 年目から、3 年に 1 回以上の頻度で本施設の精密機能検査を実施すること。また、精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の基本性能を維持するために必要となる点検・検査計画及び修繕計画の見直しを行うこと。

1 7 貸与物及び本組合職員の使用範囲

- (1) 運営事業者は、運営期間中の対象施設において本組合が継続使用する箇所については使用できないものとする。なお、使用箇所については、本組合との協議により決定するものとする。
- (2) 運営事業者は、貸与物について運営期間中は善良な管理を行うものとし、保守点検、修理、買い替え等に要する費用は、全て運営事業者の負担とする。なお、買い替え等については、運営事業者が提案を行い、本組合と内容を協議して決定すること。
- (3) 貸与物について善良な管理の下使用していたにも関わらず、故障、破損等により使用ができなくなった場合、貸与物の処分は本組合が行うものとする。また処分後、それらのものについて運営事業者が必要と判断したものについては、運営事業者が用意するものとする。
- (4) 事業期間終了後、運営事業者は本組合の求めに応じて貸与物又は貸与物同等品を本組合に返却することとする。なお、上記（3）により運営事業者が用意したものについては、本組合は返却を求めないものとする。

1 8 運転停止条件

(1) 公害防止基準値等の超過

本組合又は運営事業者による測定等の結果、「第 2 編 第 1 章 第 5 節 3 公害防止条件」の公害防止基準値を超過した場合、運営事業者は直ちに運転を停止すること。

(2) 再稼働の条件

運営事業者は上記等の理由により運転を停止した場合、再稼働にあたって、たてばやしクリーンセンター運転マニュアル及び緊急対応マニュアルに基づき試運転及び測

定等を行い、公害防止条件を満たしていることの確認を行い、本組合に報告すること。

19 委託費用

運営事業者は、運営事業者に起因する理由により、本施設のうち焼却施設の全部もしくは一部の運転を停止した場合、又は本施設の修繕、運営業務の改善等を行い、本施設の正常な運転ができるよう回復することができない場合、運営委託契約書（案）に定めるところに従い、業務委託費用の減額を行うものとする。詳細な条件については、運営委託契約書（案）に示す。

20 事業期間終了時の取扱い

(1) 要求水準

- ア. 事業期間終了後、本組合が本施設において本要求水準書に記載の業務を実施するにあたり、運営事業者は、事業期間終了後も本施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による精密機能検査を実施すること。精密機能検査の結果確認をもって本組合は引き継ぎ時の確認とすることができる。
- イ. 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- ウ. 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損又は破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- エ. 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている基本的な性能（機能・効率・能力等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- オ. 事業期間終了時において引き続き3年間は大規模な設備の修繕及び更新を行うことなく、本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すことを事業契約終了の条件とする。

(2) 性能未達成時の対応

運営事業者は、事業期間終了後の1年間の運転期間中に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行い、通常の運営に支障を来さないようにすること。

(3) 事業期間終了時に行う事項

運営事業者は、本組合が行う事業期間終了後の施設運営方法の検討において、下記事項等に関する資料等の提出、新たな運営事業者の本施設の視察等に協力すること。

なお、図面・資料の開示にあたっては、本組合と運営事業者の協議の上、対応するものとする。

ア. 所有する図面・資料の開示

イ. 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察

ウ. 運営管理業務全般に係る指導（運営（施設の運転等）に支障のない範囲での指導と

し、本運営委託の引き継ぎに伴う運転指導にかかる費用は本運営委託に含まない)
エ. 運営期間中における以下の項目に関する費用明細等を提出

(ア) 人件費

(イ) 運転経費

(ウ) その他 (維持管理費及び調達費)

(4) その他

本運営委託期間終了時における引渡しの詳細条件は、本組合と運営事業者の協議により決定するものとし、協議は本運営委託期間終了の 5 年前を目処に開始することとする。

第 3 節 ごみ焼却施設に係る運転管理業務

1 ごみ焼却施設の運転管理

運営事業者は、ごみ焼却施設の各設備を適切に運転管理し、ごみ焼却施設の基本性能を発揮させ、関係法令、公害防止条件を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、運営の効率化に努めること。

2 運転条件

運営事業者は、「第 2 編 第 1 章 第 5 節」に示す条件に基づき、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように、施設を適切に運転管理すること。

3 搬入物の取扱い

(1) 運営事業者は、ごみ焼却施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的 (4 回/年以上) に分析を行うこと。

(2) 分析項目、方法については、「環整第 95 号 (昭和 52 年 11 月 4 日)」に示される項目、方法を満たすものとする。

(3) 運営事業者は、ごみ焼却施設で処理が不可能な処理不適物について、本組合の指示に従い場内に保管し、本組合が指定する者への引渡しを行うこと。

4 搬出物の取扱い

(1) 運営事業者は、本施設より発生する焼却灰及び飛灰処理物が関係法令、公害防止条件、最終処分場及び資源化处理先の受入条件等を満たすことを 1 回/月以上の頻度で確認すること。

(2) 運営事業者は、本施設より発生する焼却灰及び飛灰処理物を以下のとおり処理すること。

ア. 焼却灰

270t/月 (計画値) のうち 180t/月 (計画値) を本組合の指定する運搬業者の車両へと積込を行うこと。

残余焼却灰にあつては、運営事業者が自ら用意した車両に積込を行い、運営事業者にて本組合の最終処分場へ運搬し、処理・処分すること。

イ. 飛灰処理物

本組合が指定する運搬業者が積込できるように適正に貯留管理をすること。

第4節 不燃、粗大ごみ処理施設に係る運転管理業務

1 不燃、粗大ごみの運転管理

運営事業者は、不燃、粗大ごみの各設備を適切に運転管理し、不燃、粗大ごみの基本性能を発揮させ、関係法令、公害防止条件を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、運営の効率化に努めること。

2 運転条件

運営事業者は、「第2編 第1章 第5節」に示す条件に基づき、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように、施設を適切に運転管理すること。

3 搬入物の取扱い

運営事業者は、不燃、粗大ごみ処理施設で処理が不可能な処理不適物について、本組合の指示に従い場内に保管し、本組合が指定する者への引渡しを行うこと。

4 搬出物の取扱い

(1) 運営事業者は、不燃、粗大ごみ処理施設から発生する副生成物にあつては、以下のとおり処理を行うこと。

ア. 可燃残渣

本組合の指示に基づき、ごみ焼却施設に運搬を行うこと。

イ. 不燃残渣

本組合の指定する運搬業者が積込できるように適正に貯留管理を行うこと。

ウ. 破碎鉄

本組合の指定する運搬業者が積込できるように適正に貯留管理を行うこと。

エ. 破碎アルミ

本組合の指定する運搬業者が積込できるように適正に貯留管理を行うこと。

(2) 運営事業者は、処理不適物について、本組合の指示に従い場内に保管し、本組合が指定する者への引渡しを行うこと。

第5節 スtockヤードに係る管理業務

運営事業者は、不燃、粗大ごみ処理施設の敷地内に設置されているストックヤード及び平成33年度に旧館林市清掃センター跡地に建設予定のたてばやしストックヤード(仮)に搬入される資源化物の貯留管理、いたくらリサイクルセンターへの運搬及び処理または再資源化を行うこと。運営事業者所掌範囲の資源化物の運搬については、本施設の運営・維持管理に支障がなく、関係法令を遵守した車輛及び人員を確保すること。

ただし、たてばやしストックヤード(仮)にかかる運営費については、本委託費から除外すること。

第6節 最終処分場に係る運転管理業務

1 最終処分場の運転管理

運営事業者は、浸出水処理施設を適切に運転管理し、関係法令、公害防止条件を遵守した処理水の水質を確保するとともに、気象条件に合わせた適切な運転管理を行い、運営の効率化に努めること。

2 運転条件

運営事業者は、「第2編 第1章 第5節」に示す条件に基づき、搬入される埋立対象物を滞りなく処分できるように、施設を適切に運転管理すること。

3 搬入物の取扱い

運営事業者は、搬入される埋立対象物を、本組合が示す受入基準に基づき搬入監視を行うとともに、不適物の混入が発見された場合は、適切に除去を行い、本組合と処理及び費用負担を含めた協議の上、対応を行うこと。

4 埋立・覆土作業

- (1) 運営事業者は、自らが作成し、本組合の承諾を得た、埋立作業計画書に基づき、埋立作業を実施すること。
- (2) 運営事業者は、埋立作業場所の最小化に努めること。
- (3) 運営事業者は、埋立対象物の減容化に努めるとともに、環境汚染の未然防止のみならず、地盤の安定化を勘案し、埋立作業を実施すること。
- (4) 運営事業者は、埋立対象物の飛散・流出防止、悪臭の発散防止、そ族・昆虫の発生防止、火災の発生防止、景観、環境保全等を目的とし、必要に応じた覆土作業を行うこと。
- (5) 運営事業者は、年に1度、残余容量の測定を実施し、本組合へ報告すること。
- (6) 遮水工の損傷に配慮し、重機の走行や遮水材付近における埋立作業に注意すること。

5 副生成物（生成塩）について

濃縮塩乾燥後に発生する副生成物（生成塩）について、運営事業者は適切に管理・保管に努めること。また、副生成物（生成塩）の活用又は処分先を本組合と協議すること。

6 埋立進行に伴う施設整備

運営事業者は、埋立の進行に伴い必要となる、以下の施設整備を実施すること。

- (1) 浸出水処理設備
- (2) ガス抜き設備
- (3) 搬入管理設備
- (4) モニタリング設備
- (5) 管理棟付帯設備
- (6) その他

7 最終覆土

- (1) 運営事業者は、運営期間中に第1期及び第2期埋立がそれぞれ完了した場合は、速やかに最終覆土を行うこと。
- (2) 降雨の浸食、透水性を考慮した土砂を用いること。
- (3) 最終覆土後もガス抜き設備が有効に機能すること。

8 増設工事

本組合は、運営期間中に第2期埋立予定地の増設工事を行う。運営事業者は、必要に応じて本組合が実施する第2期埋立予定地の増設工事に協力を行うこと。

9 その他

- (1) 運営期間中に埋立が完了した場合、運営事業者は、埋立完了後の施設管理を行うこと。なお、埋立完了後の施設管理については、最終処分場の廃止に係る技術上の基準等の関係法令を順守し、必要な環境モニタリングを実施すること。
- (2) 運営期間終了時において、浸出水処理施設は継続稼働が可能な状態で引渡しを行うこと。

第3章 運営・維持管理体制

第1節 組織計画

運営事業者は、本運営委託にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画すること。

- 1 運営事業者は、本施設の運営事業所長もしくは運営事業副所長として、廃棄物処理施設技術管理者の資格及びごみ焼却施設の業務従事経験を有する者を配置すること。
- 2 運営事業者は、ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、最終処分場の運転責任者は、包括運営の履行実績の施設で業務従事経験を有する者を配置すること。
- 3 運営事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく清掃施設工事もしくは機械器具設置工事における監理技術者または主任技術者を専任で常駐できるものを配置すること。
- 4 運営事業者は、その他本運営委託を行うにあたり必要となる有資格者を配置すること。

表8 本運営委託の推進にあたって必要な資格(参考)

資格の種類
廃棄物処理施設管理技術者（ごみ処理施設技術管理者等）
第3種電気主任技術者
電気工事士
危険物取扱者
クレーン運転士（吊り上げ荷重5 t以上）
危険物保安監督員（危険物取扱主任者）乙4種
酸素欠乏危険作業主任者
特定化学物質等作業主任者（アンモニアガス）
車両系建設機械運転技能講習修了者
ショベルローダー技能講習修了者
荷役（フォーク車等）技能講習修了者
有機溶剤作業主任者
防火管理者

※その他運営管理を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。

第2節 労働安全衛生・作業環境管理

運営事業者は、本運営委託にかかる労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画すること。

- 1 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本運営委託に必要な管理者、組織等を整備すること。
- 2 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- 3 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における従事者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき本組合が設置する委員会に参加し、委員会において策定される「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を遵守すること。
- 6 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 7 運営事業者は、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等を整備するとともに、整備した体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本組合に報告すること。
- 8 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 9 安全作業マニュアルは本施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

- 10 運営事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を本組合へ提出すること。
- 11 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 12 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、その結果に対する対策を行うこと。
- 13 運営事業者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 14 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。
- 15 訓練の実施については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
- 16 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第3節 防火管理

- 1 運営事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等を整備すること。
- 2 運営事業者は、整備した防火管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- 3 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 4 特に、本施設のごみピット、コンベヤ及び破碎機については、入念な防火管理を行うこと。

第4節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本組合等への連絡体制を整備し、報告すること。原則として本組合と運営事業者との連絡体制は、一本化を図ること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

第5節 帳票類の管理

運営事業者は、各施設の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用すること。なお、帳票リスト及び様式については、本組合との協議の上、決定する。

表 9 帳票類の種類（参考）

No	名称	No	名称
1	職員配置表	10	定期整備報告書
2	勤務体制編成表	11	設備（機器）台帳
3	計量票	12	検査台帳
4	運転日報・月報・年報	13	給油台帳
5	機器運転・作業日誌	14	用役管理台帳
6	受電設備日誌	15	環境測定・分析結果報告書
7	維持管理状況報告書	16	備品・予備品台帳
8	事故報告書	17	関係法令届出書類
9	故障・不具合処置報告書	18	その他必要な書類

第6節 調査票の回答

運営事業者は、本施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、本組合の指示に基づき対応すること。

第7節 その他

ごみ焼却施設内には、本組合職員が本運営委託の円滑な遂行と運営事業者へのモニタリングを目的として、常駐を行う。

本組合職員及び見学者が直接的に消費する用役費（電気・水道・トイレトペーパー等）は、運営事業者の負担で支払うこと。

ただし、本組合職員が使用する文具・事務用品（コピー用紙等）は、本組合の負担とする。

第4章 維持管理業務

第1節 維持管理計画の作成・管理

運営事業者は、施工企業より本組合へ提出された本施設の運転マニュアルを踏まえ、本施設の運転、点検・保守（修繕・更新）に関する詳細を記載した維持管理計画を本組合に提出し、その確認を受けること。維持管理計画においては、運営期間を通じての設備機器の修繕・更新計画を明確にし、主要設備の交換サイクル及び対象範囲を明記すること。また、維持管理計画は、本施設の状況を把握した上で、毎年見直しを行うこととする。

修繕については計画的に実施し、修繕のライフサイクルコストの低減を目指すこと。個別設備の修繕時期を維持管理計画の中で明記すること。また、共通系設備の修繕において、焼却施設にあっては全炉停止時に計画することとし、不燃、粗大ごみ処理施設にあっては不燃ごみ、粗大ごみ等の処理に支障を来さないように計画すること。

第2節 処理能力の維持

運営事業者は、本施設の基本的な性能を長期的に発揮できるよう管理・運営を行うこと。また、ごみ焼却施設にあっては、年間約 27,288.4t（定格処理能力×280日）、不燃、粗大ごみ処理施設にあっては、年間約 1,420.0t 処理できるよう、能力の維持に努めること。

第3節 機能維持のための点検・保守

運営事業者は、本施設の機能を維持するために必要な点検・保守を行うとともに、修繕・更新等の履歴を事業期間中にわたり電子データとして残し、事業期間終了後に本組合に譲渡すること。

第4節 法定点検

運営事業者は下記項目を参考として、必要な法定点検を実施すること。

- 1 期限を定めて適切に実施すること。
- 2 記録は適切に管理し、定められた期間（年数）保存すること。
- 3 検査実施前に検査内容を本組合に報告し、確認を受けること。

法定検査の項目等（参考）を表 10 に示す。

第5節 合併浄化槽の清掃及び法令点検

運営事業者は、浄化槽法の関係法令に基づき合併浄化槽の清掃及び法令点検を実施すること。

表10 点検・整備・修繕項目（参考）

設備名	法律名	備考
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査 第34条 荷重試験等 第35条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第36条 作業開始前の点検 第40条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 建築基準法 第12条 報告、検査等	1年に1回以上 1月に1回以上 1年未満～2年以内に1回以上 1年に1回以上
計量器	計量法 第21条 定期検査の実施時期等	2年に1回以上
合併浄化槽	浄化槽法 第8条 保守点検 第10条 浄化槽管理者の義務 環境省関係浄化槽法施行規則 第6条 保守点検の回数の特例	1年に1回以上 3ヶ月に1回（5, 8, 11, 2）
貯水槽	水道法施行規則 第56条 検査	1年に1回以上
地下タンク	消防法 第14条の3	1年に1回以上
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第5条 精密機能検査	3年に1回以上
消防用設備	消防法 施行規則 第31条の6 消防設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告	外観点検 3月に1回以上 機能点検 6月に1回以上 総合点検 1年に1回以上
電気設備	電気事業法 第42条 保安規程 電気関係報告規則 第2条 定期報告 自家用発電所運転半期報	定期検査 1年に2回 4月、10月

第6節 施設の修繕・更新

1 維持管理計画の適切な履行

本組合は、本施設の機能を事業期間終了後においても適正に維持することができるよう、必要に応じ、維持管理計画の改定ならびに適切な維持管理の履行を求めることができる。

運営事業者は、維持管理計画に基づき、毎年度、本施設の維持管理の内容について、点検・検査計画書、修繕計画書及び更新計画書等の実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。本組合は、当該計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合には、適宜指摘・修正を求めることができるものとする。また、本組合は維持管理の状況を確認し、必要に応じて維持管理計画、実施計画書及び運営マニュアルを本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

運営事業者は、事業期間終了後においても本施設が本要求水準書に示した機能を維持できるよう、事業期間終了前に維持管理計画に従い、適切な修繕・設備更新を実施すること。

2 修繕・更新の実施

運営事業者が、本施設の修繕・更新を行う場合には、修繕・更新工事前までに実施施工計画書を作成し、当該計画書に従って工事を行うこと。

運営事業者は、修繕・更新の作業が終了したときは、実施施工計画書に従って当該施設に求められる試験・検査を行い、当該計画書記載の作業完了基準を満たすことを確認し、本組合に報告すること。

なお、修繕・更新を行うに際し、特定部品リストに示す部品を使用することを原則とするが、運営事業者の判断で使用部品を変更する場合には、本組合の承諾を得ること。

第7節 備品・什器・物品・用役の調達及び管理

- 1 運営事業者は、備品、什器、物品、用役の調達計画を作成し、本組合に提出すること。
- 2 運営事業者は、調達計画に基づき調達した備品、什器、物品、用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。

第8節 機器の予備品、消耗品等の調達及び管理

- 1 運営事業者は、機器の予備品、消耗品等の調達計画を作成し、本組合に提出すること。
- 2 機器の予備品については、必要な保守、整備がなされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、機器の消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とすること。
- 3 機器の消耗品は、運転により確実に損耗し、1年以内に消耗するであろう部品、開放点検時に取り替えの必要な部品等とすること。
- 4 運営事業者は、調達計画に基づき調達した機器の予備品、消耗品等を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。

第9節 建築施設・施設の保全

- 1 運営事業者は、各施設の以下に示す設備の点検を定期的に行い、適切な修繕等を行うこと。
 - ア. 消防設備
 - イ. 空調設備
 - ウ. 昇降機
 - エ. 自動扉及び各シャッター
 - オ. その他必要な施設、設備

- 2 運営事業者は、工事請負事業者の瑕疵担保責任を前提として建屋の外壁、屋根の防水、構内道路のアスファルト舗装及び構内白線引きについて適切に点検、修理、交換等を行い、修理、交換等が生じた時は、本組合へ報告すること。

第10節 公害モニタリング装置の管理

運営事業者は、公害モニタリング装置の点検を定期的に行い、適切な管理・修繕を行うこと。

第5章 環境管理業務に関する要件

第1節 運営期間中の測定管理

- 1 運営事業者は、本施設の運営にあたって、公害防止条件、関係法令等の環境保全基準を遵守すること。
- 2 運営事業者は、環境保全基準の遵守状況を確認する為に必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。なお、測定にあたっての頻度は、別紙4を参照すること。

第2節 環境管理報告

- 1 運営事業者は、環境保全計画書に基づき計測し、環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3 環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第3節 安全衛生管理

運営事業者は、本施設における労働災害の防止と衛生の確保、及び従業員の健康管理を適切に進め、次の目的を達成するため法令に定められた管理を実施すること。

- 1 労働災害防止のための危害防止基準を確立すること。
- 2 責任体制の明確化及び自主活動の促進を図ること等の総合的・計画的な対策を推進することによって、事業上における従業員の安全と健康を確保すること。
- 3 快適な職場環境の形成を促進すること。

第4節 作業環境管理基準

- 1 運営事業者は、本施設の運営においてダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- 2 管理運営にあたり、作業環境基準を遵守すること。
- 3 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、本組合と協議すること。

第5節 作業環境保全計画

- 1 運営事業者は、作業環境保全計画を策定し、計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。

- 2 作業環境管理基準の遵守状況について本組合に報告すること。なお、報告書の提出頻度・時期・詳細項目、情報の保管年数は本組合と協議の上、決定すること。

第6章 情報管理業務に関する要件

第1節 運転記録報告

- 1 運営事業者は、本施設の廃棄物搬入量、処理不適物排出量、焼却残渣等排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3 運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第2節 点検・検査報告

- 1 運営事業者は、本施設の点検・検査計画書および点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本組合と協議の上、決定すること。
- 3 点検・検査に関するデータを、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第3節 修繕・更新計画報告

- 1 運営事業者は、本施設の維持管理計画に基づいて修繕計画及び更新計画を作成し、また、修繕及び更新の実施後は、修繕結果報告書及び更新結果報告書を作成し、それぞれを本組合に提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3 修繕・更新に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第4節 安全衛生報告

1 マニュアル等

- ア. 運営事業者は、本運営委託の対象施設に関する安全衛生管理マニュアル、ダイオキシン類へのばく露防止推進計画等を運営期間にわたり適切に管理すること。
- イ. 運営事業者は、修繕、更新等により、本運営委託の対象施設に変更が生じた場合、工事請負事業者と協力してマニュアル、計画等を速やかに変更すること。
- ウ. 本運営委託の対象施設に関するマニュアル、計画等の管理方法については本組合と協議のうえ、決定すること。

第5節 情報管理報告

- 1 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等を事業期間中、適切に管理すること。
- 2 修繕、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、

図面、施設台帳等を速やかに変更し、本組合へ報告すること。

- 3 本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等の管理方法については本組合と協議の上、決定すること。

第6節 その他管理記録報告

- 1 運営事業者は、本施設の設備により管理記録が可能な項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目で、本組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- 2 提出頻度・時期・詳細項目については、本組合と別途協議の上、決定すること。
- 3 本組合が要望する管理記録について、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第7章 関連業務に関する要件

第1節 構成市町組織との相互支援

運営事業者は、本組合の指示により、以下の内容について相互支援等の協力をする。

- ・構成市町が策定した、またはこれから作成する災害廃棄物処理計画に基づく、本施設内での災害廃棄物等の処理に関する。
- ・ごみ処理施設県内協力体制に関する。
- ・地域防災計画に関する。
- ・その他締結した支援協定に関する。

第2節 防火・防災管理

- 1 防火・防災管理は、本組合の使用区画についても対象範囲とすること。
- 2 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、本組合と協議のうえ施設の改善を行う。また工事期間においては、必要に応じて工事請負事業者と協力して施設の改善を行う。
- 3 運営事業者は、消防用設備等点検結果の報告を含め、必要な報告等を消防署へ提出すること。
- 4 管理対象外施設からの火災警報発報時には、運営事業者は協力して初期消火作業及び消防署への連絡を行う。
- 5 運営事業者は、以下に示す事項について適切に実施すること。

ア. 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

イ. 二次災害の防止

運営事業者は、本運営委託の対象施設全体の防災に努め、災害、機器の故障、停電等の緊急時には、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。

ウ. 防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については、事前に本組合と協議すること。

エ. 事故報告書の作成

事故が発生した場合、直ちに運営事業者は事故対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に報告すること。

第3節 施設警備・防犯

- 1 運営事業者は、場内警備を実施すること。
- 2 運営事業者は、管理対象外施設からの警報発報時には、協力して可能な限り現場確認及び警察署への連絡を行うこと。

第4節 清掃

- 1 運営事業者は、施設の清掃計画を作成し、施設内外を常に清掃し、清潔に保つこと。
(合併浄化槽の管理含む)
- 2 特に見学者等の第三者が立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

第5節 植栽管理

運営事業者は、植栽管理計画を作成すること。植栽等管理の範囲については、別紙5に示すとおりであり、樹木・緑地等を適切に管理すること。また、運営事業者にて樹木・緑地等への散水も行うこと。

第6節 積雪時の対応

運営事業者は、積雪時に本施設の運営に支障が出ないように、除雪を行うこと。

第7節 廃棄物等の管理

運営事業者は、本施設から発生する廃油等の廃棄物を適切に管理・処分すること。

第8節 住民対応

- 1 住民対応
 - ア. 周辺の住民の信頼と理解、協力を得られるよう、運営事業者は、常に適切な運営管理を行うこと。
 - イ. 運営事業者は、本施設の運営管理に関して住民等から直接、運営事業者へ意見等があった場合、初期の対応を適切に行い、その後の対応を本組合へ引き継ぐこと。なお、本運営委託の業務範囲に係る住民等からの意見等があった場合は、本組合から運営事業者へ指示するので、運営事業者は必要な措置を講ずること。

第9節 見学者対応

運営事業者は、市民、学校等の施設見学者への対応を行うものとし、見学者対応に必要な

な資料についても作成すること。

行政視察への対応は本組合が行うものとし、運営事業者は、本組合の補助を行うこと。
 なお、運営事業者は、その際に必要な資料作成に協力すること。

また、運営期間にわたり、本施設のパンフレットの残数が少なくなった場合は、増刷を行うこと。なお、増刷の際に、施設とパンフレットの掲載内容に乖離が生じている場合は、必要に応じて修正を行うこと。

参考として、本施設の過去1年間の見学者来場実績を表11に示す。

表11 平成29年度 見学者来場実績

月	たてばやし クリーンセンター (実績)		いたくら リサイクルセンター (実績)		めいわエコパーク (想定)	
	団体数 (団体)	見学者数 (名)	団体数 (団体)	見学者数 (名)	団体数 (団体)	見学者数 (名)
5	7	231	3	93	24	360
6	19	886	4	124		
7	7	132	4	66		
8	3	60	0	0		
9	5	89	3	59		
10	3	65	3	65		
11	6	98	5	67		
12	1	40	0	0		
1	3	115	1	71		
2	1	28	0	0		
3	1	23	1	23		
合計	56	1,763	24	568	24	360
頻度	■たてばやしクリーンセンター 6月は、土日祝日を除くほぼ毎日、6月以外は週2～3回程度 ■いたくらリサイクルセンター 月3～4回程度 ■めいわエコパーク 月1～2回程度(想定)					

第10節 本組合が本施設で行う研修等への協力

運営事業者は、本組合が本施設内で行うイベントや研修、その他事業に協力すること。

別紙1 たてばやしストックヤード(仮)_平成33年度以降の想定搬入量及び品目別保管量

貯留対象品目	搬入方法	搬入頻度	搬入量 (t/年)	日平均 (t/日)	貯留場所	貯留方法	貯留容器の大きさ ()内は外寸	貯留容器 の個数	貯留管理 方法	搬出方法	搬出頻度	受入日数 (日/年)
紙類	軽トラック～2tトラック(一般)	月～土	90.3	0.32	屋内	コンテナ	8m ³ (L3.65×W2.05×H1.46)	5 (品目別)	目視	アームロール	週2回	282.5
布類	軽トラック～2tトラック(一般) 2tダンプ(市委託)	月～土	35.7	0.13	屋内	コンテナ	8m ³ (L3.65×W2.05×H1.46)	1	目視	アームロール	月1回	282.5
ペットボトル	軽トラック～2tトラック(一般)	月～土	3.8	0.01	屋外	コンテナ	8m ³ (L3.65×W2.05×H1.46)	1	目視	アームロール	月1回	282.5
プラスチック類	軽トラック～2tトラック(一般) 2tパッカー(市委託)	月～土	179.3	0.63	屋内	ヤード	-	-	目視	パッカー	週1回	282.5
びん類	軽トラック～2tトラック(一般)	月～土	42.5	0.15	屋外	専用容器 (プラオリコン)	0.06m ³ (L0.53×W0.365×H0.315)	適宜 追加	目視	平ボディー	週1回	282.5
乾電池	軽トラック～2tトラック(一般) 2tダンプ(市委託)	月～土	4.6	0.02	屋外	ドラム缶	0.2m ³	適宜 追加	目視	平ボディー	年2回	282.5
小型家電類	軽トラック～2tトラック(一般) 2tダンプ(市委託)	月～土	10.7	0.04	屋内	ラック コンテナ	8m ³ (L3.65×W2.05×H1.46)	- 1	目視	バン アームロール	年1回 年2回	282.5
蛍光管	軽トラック～2tトラック(一般) 2tダンプ(市委託)	月～土	1.1	0.00	屋内	専用容器 (プラコンテナ)	0.13m ³ (L1.293×W0.323×H0.32) 0.11m ³ (L0.734×W0.47×H0.32)	適宜 追加	目視	平ボディー	月1回	282.5
鉄類	軽トラック～2tトラック(一般)	月～土	51.4	0.18	屋外	コンテナ	8m ³ (L3.65×W2.05×H1.46)	3 (品目別)	目視	アームロール	週1回	282.5
非鉄類	軽トラック～2tトラック(一般)	月～土	8.5	0.03	屋内	ドラム缶	0.2m ³	10 (品目別)	目視	平ボディー	週1回	282.5
不燃ごみ	軽トラック～2tトラック(一般) 2tダンプ(市委託)	月～土	172.3	0.61	屋内	コンテナ	8m ³ (L3.65×W2.05×H1.46)	1	目視	アームロール	週3回	282.5
不燃性粗大ごみ	軽トラック～2tトラック(一般)	月～土	64.9	0.23	屋内	コンテナ	8m ³ (L3.65×W2.05×H1.46)	1	目視	アームロール	月3回	282.5
合計			665.1	2.35								282.5

【29年度】ごみ質分析結果

湿ベース

区 分			29年度				平 均
			1回(5月) H29.5.17	2回(8月) H29.8.24	3回(11月) H29.11.28	4回(2月) H30.2.20	
三成分	水分	wt%	45.4	41.4	52.4	37.4	44.2
	灰分	wt%	3.7	8.6	4.3	3.7	5.1
	可燃物	wt%	50.9	50.0	43.3	58.9	50.8
	単位容積重量	kg/m ³	186	129	150	156	155.3
高位発熱量		kJ/kg	12,980	12,350	9,560	12,840	11,933
		kcal/kg	3,100	2,950	2,280	3,070	2,850
低位発熱量		kJ/kg	10,930	10,430	7,530	10,960	9,963
		kcal/kg	2,610	2,490	1,800	2,620	2,380

乾ベース

種類組成	紙類	wt%	32.3	35.9	32.5	45.9	36.7
	ビニール・合成樹脂類	wt%	25.8	23.9	14.2	17.0	20.2
	繊維類	wt%	7.1	5.7	6.3	20.6	9.93
	木・竹・わら	wt%	25.1	10.9	32.8	8.5	19.33
	厨芥類	wt%	7.3	8.2	12.8	4.3	8.15
	ゴミ・皮革類	wt%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00
	その他	wt%	1.1	7.6	0.7	3.5	3.23
	金属類	wt%	1.1	7.8	0.7	0.2	2.45
	ガラス類	wt%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00
	土砂・陶磁器類	wt%	0.2	0.0	0.0	0.0	0.05
	その他不燃物類	wt%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00
	炭素	wt%	51.5	48.6	47.3	47.6	48.75
元素分析	水素	wt%	7.5	7.2	6.6	6.8	7.03
	窒素	wt%	0.4	0.8	0.9	0.5	0.65
	全硫黄	wt%	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.10
	不燃性硫黄	wt%	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.10
	全塩素	wt%	0.2	0.3	0.4	1.0	0.48
	不燃性塩素	wt%	0.1	0.1	0.1	0.3	0.15
	酸素	wt%	34.9	35.7	36.6	38.6	36.45

湿ベース

種類組成	紙類	wt%	25.2	29.3	22.4	35.3	28.05
	ビニール・合成樹脂類	wt%	18.8	16.0	8.6	13.5	14.23
	繊維類	wt%	4.5	4.0	3.3	17.2	7.25
	木・竹・わら	wt%	29.7	18.7	29.0	7.3	21.18
	厨芥類	wt%	19.7	17.6	35.5	21.5	23.58
	ゴミ・皮革類	wt%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00
	その他	wt%	1.3	9.8	0.8	5.1	4.25
	金属類	wt%	0.7	4.6	0.4	0.1	1.45
	ガラス類	wt%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00
	土砂・陶磁器類	wt%	0.1	0.0	0.0	0.0	0.03
	その他不燃物類	wt%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00

※ 分析方法: 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知 環整第95号に準ずつ方法

■館林衛生施設組合 環境施設長期包括運営委託

No.	対象物
1	家電リサイクル法の対象物 テレビ（液晶・プラズマ・ブラウン管） 冷蔵庫 冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機 エアコン
2	PC リサイクル対象品 ディスプレイ デスクトップパソコン ノートパソコン 一体型パソコン
3	農業用器具
4	農業用ビニール
5	農業用資材
6	オートバイ
7	タイヤ
8	バッテリー
9	建築資材（コンクリート・採石）
10	ガスボンベ
11	消火器
12	毒劇物
13	土
14	農薬
15	廃油（エンジンオイル）
16	石膏ボード、瓦礫等
17	その他組合が定めるもの

施設名	測定項目	分析方法	年間測定頻度
たてばやし クリーンセンター	ごみ質 単位容積重量 3成分分析 ごみの種類組成 物理組成 発熱量 (実測値・計算値)	昭和 52.11 厚生省：環整第 95 号 JIS M 8813 及び燃焼－イオンクロマトグラ フ法 JIS M 8814	4 回／年
	排出ガス ダスト濃度 硫黄酸化物濃度 窒素酸化物濃度 塩化水素濃度 ダイオキシン類 水銀	JIS Z 8808 JIS K 0103 JIS K 0104 JIS K 0107 JIS K 0311 平成 28 年環境省告示第 94 号)	2 回／年
	焼却灰 熱しゃく減量	昭和 52.11 厚生省：環整第 95 号	1 2 回／年
	ダイオキシン類	環告第 80 号	1 回／年
	飛灰 アルキル水銀 総水銀 カドミウム 鉛 六価クロム ヒ素 セレン	昭和 46.12 環告第 59 号付表 2 昭和 46.12 環告第 59 号付表 1 JIS K 0102 55 JIS K 0102 54 昭和 49.9 環告第 64 号付表 1 JIS K 0102 65.2 JIS K 0102 61	4 回／年
	ダイオキシン類	環告第 80 号	1 回／年
	騒音・振動 騒音 振動	JIS Z 8731 JIS Z 8735	4 ヶ所×1 回／年
	悪臭 臭気指数	環告第 63 号	2 ヶ所×1 回／年

別紙 4 環境測定分析項目

施設名	測定項目	分析方法	年間測定頻度
いたくら リサイクルセンター	排水 水素イオン濃度 (pH) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 浮遊物質 量 (SS)	JIS K 0102 12.1 JIS K 0102 21 環告第 59 号付表 8	2 回／年
	粉じん	JIS Z8813	4 回／年
	騒音・振動 騒音 振動	JIS Z 8731 JIS Z 8735	4 ヶ所×1 回／年

施設名	測定項目	分析方法	年間測定頻度
めいわ エコパーク	排水 周辺地下水 放流水	JIS K 0102 ほか JIS K 0102 ほか	1 回／年 (※)
	騒音・振動 騒音 振動	JIS Z 8731 JIS Z 8735	4 ヶ所×1 回／年

※塩化物イオンと電気伝導率のみ 1 回/月の頻度で測定を行うこと。

除草面積算出

70,6m²

16.4m²

163.6m²

39. 2m2

208.8m²

3. 1m2

16.6m2

3. 1m2

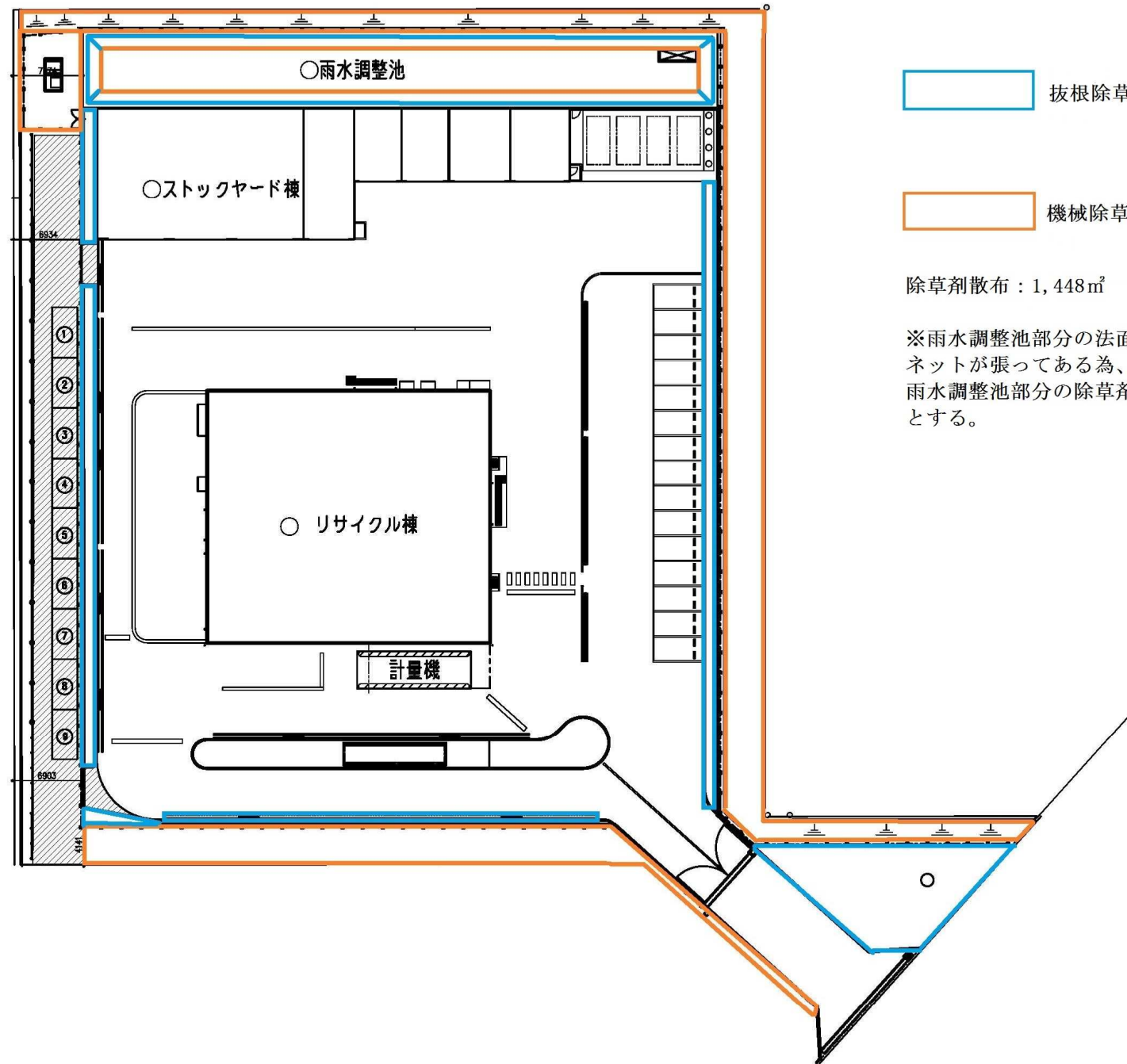
7.5m²

17.0m2

合計 1088.1m²

たてばやしクリーンセンター
植栽地除草業務委託

別紙5-②



抜根除草：570㎡

機械除草：1,287㎡

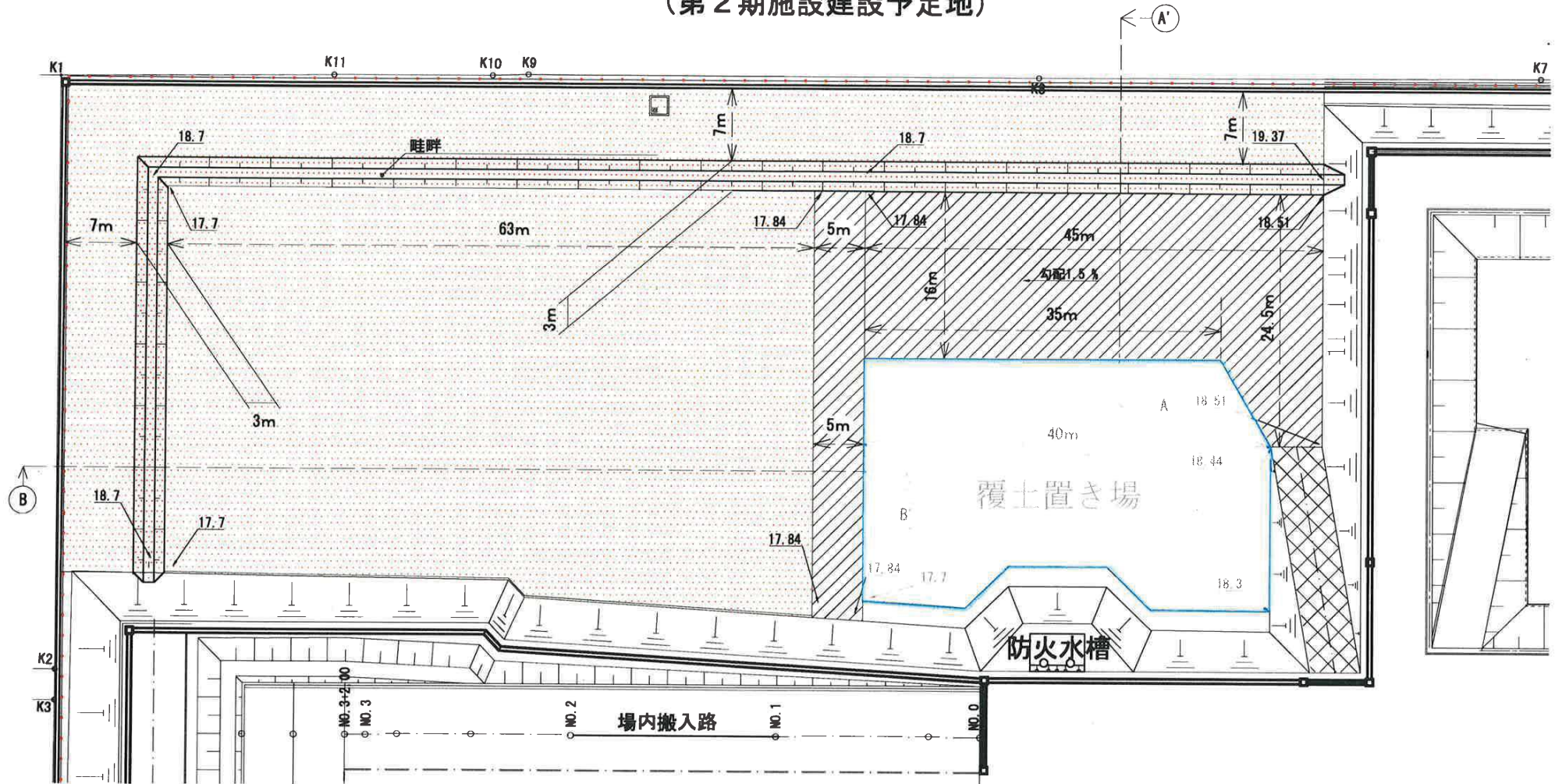
除草剤散布：1,448㎡

※雨水調整池部分の法面の除草については
ネットが張ってある為、抜根除草とする。
雨水調整池部分の除草剤散布はしないもの
とする。

工事名	いたくらリサイクルセンター除草工事
図面名称	平面図
館 林 衛 生 施 設 組 合	

詳細平面図

(第2期施設建設予定地)



凡例

	防草シート布設
	AS舗装 (碎石含む)
	AS舗装 (碎石含まず)

工事名	めいわクリーンオアシス（仮称） 場内整備工事	
図面名称	詳細平面図 （第2期施設建設予定地）	
縮尺	1：200（A1）	
	1：400（A3）	
館林衛生施設組合		

たてばやしクリーンセンター
特定部品リスト

設備名	装置名	
受入供給設備	ごみ投入扉	本体・付帯設備
	ダンピングボックス	本体・付帯設備
燃焼設備	ごみ投入ホップ・シュート	本体・付帯設備
	焼却炉	給じん装置
		燃焼装置
		火格子及び耐熱鋳物
		耐火物及び築炉
		再燃焼室
		本体（空冷壁含む）
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室	本体・付帯設備
排ガス処理設備	ろ過式集じん器	本体・付帯設備
通風設備	風道	本体・付帯設備
	煙道	本体・付帯設備
灰出し設備	コンベヤ	一式
電気計装設備	中央制御装置	一式
	自動燃焼制御装置	一式
	ごみクレーン制御盤	一式

いたくらRC向 特定部品リスト

機器名	品名	数量
破 砕 機	ハンマー 32T	10
	ハンマー 64T	21
	ハンマースペーサー L80	18
	ハンマースペーサー L48	23
	ハンマーピNSTOPパー トップ・ミドル	12
	ハンマーピNSTOPパー ボトム	6
	紐巻付き防止カラー	3
	ハンマーピン(1)	12
	ハンマーピン(2)	6
	ボディライナー(1)	2
	ボディライナー(1L)	2
	ボディライナー(2)	4
	ボディライナー(2L)	4
	ボディライナー(3)	4
	ボディライナー(3L)	4
	ボディライナー(6)	6
	ネックリング	8
	ライナーボルト(1)	36
	ライナーボルト(2)	48
	ネックリング取付ボルト(1)	16
	ネックリング取付ボルト(2)	16
	コーンライナー(1)	4
	コーンライナー(3)	8
	コーンライナー(4)	4
	コーンライナー(5)	4
	ライナーボルト(皿)	92

機器名	品名	数量
排 出 ロ カ バ ー	排出ロライナー(1)	2
	排出ロライナー(2)	5
	排出ロライナー(3)	1
	排出ロライナー(4)	1
	排出ロライナー(5)	1
	排出ロライナー(6)	4
	排出ロライナー(7)	1
	排出ロライナー(8)	2
	排出ロライナー(9)	2
	排出ロライナー(10)	1
	排出ロライナー(11)	1
	排出ロライナー(12)	1
	排出ロライナー(13)	1
	排出ロライナー(14)	8
	排出ロライナー(15)	2
	排出ロライナー(16)	1
供給コンベア	エブロンパン	256
	同上 コンベヤチェーン	512
破砕物搬送コンベヤ(1)	ベルト	1
	テール部スカートゴム	2
	テール部スカートゴム(R部)	2
破砕物搬送コンベヤ(2)	ベルト	1
磁選機	搬送ベルト	1
アルミ選別機	搬送ベルト	1
粒度選別機	ふるい網	8
集じん装置	バグフィルター	110
	リテーナー	110
環境集じん装置	バグフィルター	16